

基安化発 0403 第 2 号
平成 29 年 4 月 3 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止の実施について

建築物等の解体等の作業における労働者の石綿ばく露防止措置については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」といいます。）や厚生労働大臣指針を定め、平成 26 年 4 月 23 日付け基発 0423 第 8 号「石綿障害予防規則の改正及び労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について」等によりその適切かつ有効な実施について周知徹底を図ってきたところです。

今般、石綿ばく露防止を一層徹底するため、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルを改訂し、その 2.10 版を厚生労働省ウェブサイトに掲載いたしました。

つきましては、下記に示します改訂の要点とともに、建築物等の解体等の作業を行う関係事業場等への周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 いわゆる建材のレベル分類の趣旨

いわゆるレベルの分類は、あくまで発じん性の 1 つの目安に過ぎず、作業方法など他の要素により実際の発じんの程度は大きく変わることが明示したこと。（石綿指針 2-1-1 の項の具体的留意事項 1）

建材のレベルにかかわらず、石綿則において様々な措置が義務付けられていることを明示したこと。（同上）

2 建築用仕上塗材に関する記載の追加

建築用仕上塗材の試料採取や、除去等作業時のばく露防止対策に関する技

術的事項について示したこと。(石綿指針 2-1-2 の項の具体的留意事項 25 及び〈事前調査の具体的手順の例〉 6 の(2)、付録Ⅲ、付録 XI ほか)

3 成形板の破砕防止のための記載の充実

成形板については、従前から原則して切断・破砕をしない旨明示してきていたが、その実効を期するため、定尺 (0.9×1.8 メートル) 又は長尺 (0.9×2.7 メートル) の成形板について、それを梱包できる大きさのフレキシブルコンテナバックを使用すべきことを明示したこと。(石綿指針 2-3 の項の具体的留意事項の 1 ほか)

4 中・低層棟建築物等の解体等を行う場合の隔離・負圧に関する記載の追加

中・低層棟建築物等の解体等を行う場合の隔離・負圧に関する記載を追加したこと。(石綿指針 2-2-1 (5)(6) の項の具体的留意事項の 2)

5 その他

事前調査に関する記載の整理・充実を行うなど、所要の改正を行ったこと。(石綿指針 2-1-2 の項ほか)

【参考】石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルの掲載ページ

「石綿障害予防規則など関係法令について | 厚生労働省」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyoryuujikou/index.html

検索キーワード：「石綿障害予防規則 関係法令」

平成 29 年 4 月 3 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について

わが国において過去に輸入した石綿の多くが建材として使用され、現在も、これらの石綿を含む建材を使用した建築物・工作物が多くあります。

こうした中、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」といいます。）において、一定の石綿建材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとしています。平成 26 年には同規則を改正し、対象建材を拡大したほか、これまでに関係指針を公示するなど、厚生労働省では、こうした措置を適切かつ有効に実施するため周知啓発を行ってきました。

しかしながら、石綿建材を把握して以降、長期間にわたって損傷劣化状況を点検していないような事例等もみられているところです。

つきましては、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止のため、下記事項の実施について、貴会会員等関係事業場に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、下記に関する具体的な注意点については、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版] を厚生労働省ウェブサイトに掲載しており、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（技術上の指針公示第 21 号）の 2-1-1 及び 3 の具体的留意事項として同マニュアルに示しておりますので申し添えます。

記

1 石綿の必要な除去等措置の実施

事業者又は労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 34 条の建築物貸与者は、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止のため、石綿建材の使用状況を把握し、その損傷劣化状況について必要な頻度で点検を行い、建材の損傷劣化状況等を踏まえ、建築物の使用予定年数等に応じて必要な除去等を順次実施していくこと。

2 除去等措置の適切な選択等

除去等の措置に当たっては、除去、封じ込め又は囲い込みのうち、状況に応じた適切な措置を選択するとともに、措置が所期の目的を果たすよう適切な方法で行うこと。

3 適切な発注の実施

能力のある業者に発注する等により、上記 1 及び 2 の措置の適切な実施の確保に努めること。

4 その他

今後も利用を継続する建築物に対する調査は、解体時の事前調査と目的・内容が異なることに留意すること。

また、建築物等を解体する際には、石綿則に基づき、改めて施工者は建築物等の石綿の使用の有無に関する事前調査を行う必要があるので留意すること。

【参考】「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」の掲載ページ

「石綿障害予防規則など関係法令について」〔厚生労働省〕

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuujikou/index.html

検索キーワード：「石綿障害予防規則 関係法令」